## まちづくり条例に関する基本的な考え方 (提言書)の概要

前文 第6章 ひらかれた議会 第1章 総則 - 第19条 議会の役割と責務 - 第1条 目的 第20条 議員の責務 第21条 議会に対する市民の権利 第2条 条例の位置付け - 第3条 定義 - 第22条 市民の議会参加 第4条 まちづくりの基本原則 第23条 議会情報の公開 第2章 情報の共有 第24条 議事の公開 - 第5条 市政に関する情報の共有 第7章 行政運営の基本原則 第6条 個人情報の保護 - 第25条 市長の役割と責務 第7条 説明責任・応答責任 第26条 執行機関・公営企業管理者の役割・責務 第3章 市民参加のまちづくり - 第27条 災害対策 第8条 市民の権利 - 第28条 職員の役割と責務 第9条 市民の役割 - 第29条 市政の自浄 第10条 参加の機会の保障 第30条 行政組織の整備 第11条 男女共同参画によるまちづくり 第31条 総合計画等 - 第12条 子どもの参加の機会の保障 - 第32条 財政運営 第13条 意見等の公募 - 第33条 監査 第4章 市民自治の仕組み 第34条 行政評価 - 第14条 まちづくりと地域コミュニティ 第35条 政策法務等 第15条 地域コミュニティの支援・育成 - 第36条 行政手続 - 第16条 地域におけるまちづくり - 第37条 国等との連携 - 第17条 住民投票 第8章 実効性の確保 第38条 委員会の設置 第5章 協働 附則 └── 第18条 協働によるまちづくり 条例の見直し

左はまちづくり条例(案) の体系図を示したものです。

その構成は前文および第 1 章~第 8 章、附則となってお り、条文は 38 条にわたりま す。

茂原市のこれまでの経緯と 現在置かれている状況を踏ま え、今後どのようなまちづく りをしていかなくてはならな

いか、なぜこの条例を制定しなくてはならないか、その基本的な理念とは何かを織り交ぜた前文が置かれます。

まちづくりの基本原則については、まず「情報共有」があって初めて「市民参加」があり、その先に「協働」があるのではないかという思いから、①情報共有、②市民参加、③協働の順とし、以降の章はこの順番に沿って並べられています。

また、議会・行政についてはそれぞれ「ひらかれた議会」、「行政運営の基本原則」の章を置き、そのあり方について論じています。

## ご愛読ありがとうございました

今月号をもちまして、「まちづくり条例だより」は一旦休刊となります。これまでのご愛読、誠にありがとうございました。

茂原市の「まちづくり条例」を考えるためには、市民の皆さんがどのようなまちのあり方を望んでいるか、その考えを取り込みながら、今後のまちづくりのためにはどのような基本原則を盛り込むべきなのかを考えていくことが必要です。ぜひ、皆さんのご意見をお寄せください。

## 茂原市自治基本条例を考える市民の会 事務局 茂原市役所企画政策課



ありがとう ございました

ケータイからもお客せいただけます

国际基本市 FAX 0475-20-1603 E-mail kikaku@city.mobara.chiba.jp